

「2025 年日本国際博覧会 物流実施計画策定調査業務」

公募要領

1. 業務の名称

2025 年日本国際博覧会 物流実施計画策定調査業務

2. 業務の趣旨・目的

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025 年日本国際博覧会の開催に向け、物流計画の策定を進めている。本業務は、協会が 2020 年 12 月に博覧会開催に必要な事業の方針や計画をまとめた「2025 年日本国際博覧会基本計画（以下、「基本計画」という。）」の内容を踏まえて、物流実施計画策定調査業務を行うものである。

本業務は、2025 年日本国際博覧会における物流実施計画（案）の策定にあたり、万博における搬入出貨物量の推計、交通抑制策の検討、ガイドラインの作成、保税通関関連の申請、物流関連施設の実施設設計等の物流実施計画及び物流管理システムの要件定義を策定することを目的とする。

3. 業務の概要

別添「仕様書」のとおり

4. 契約上限金額

金 65,000 千円（消費税等込）

契約上限金額は、消費税及び地方消費税の税率を 10%としている。

5. 契約期間

契約締結日から 2022 年 12 月 31 日（土）まで

6. スケジュール

- ・ 公募開始 2021 年 11 月 22 日（月）
- ・ 質問受付期限 2021 年 11 月 29 日（月）17 時必着
- ・ 質問に対する回答 2021 年 12 月 3 日（金）
- ・ 提案書類提出期限 2021 年 12 月 8 日（水）17 時必着
- ・ 評価委員会審査 2021 年 12 月中旬（予定）
- ・ 結果通知 2021 年 12 月下旬（予定）

7. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（５）は共同企業体として有していればよい。）また、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（１）次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

- 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 次に掲げる履行実績のいずれかを満たすこと。
- ① 国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会の会場の物流に関する計画業務を履行した実績があること。
 - ② 2 以上の国（日本国を除く）又は海外の都市が公式参加する事業（オリンピック、国際会議等）に係る物流に関する計画業務を履行した実績があること。
 - ③ 海外出展者が 10%以上である国際展示会に係る物流に関する計画業務を履行した実績があること。
- (6) 共同企業体に係る事項
- ① 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
 - ② 代表者要件
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

8. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

「7.公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

- ① 配布期間
2021 年 11 月 22 日（月）から 2021 年 12 月 8 日（水）まで
- ② 配布場所、配布方法
協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）
(<https://www.expo2025.or.jp/>)
- ③ 応募書類の受付期間
2021 年 12 月 2 日（木）から 2021 年 12 月 8 日（水）17 時まで
（土曜日、日曜日を除く。10 時から 17 時 ※12 時から 13 時を除く）
- ④ 応募書類の提出方法
下記受付場所に持参、もしくは郵送により提出すること。
公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 運営事業局 運営部 会場管理課
（担当：栃尾、中西）
住所：大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階（受付）

電話番号：06-6625-8745

※郵送は、2021 年 12 月 8 日（水）までの消印があるものを有効とする。

また、郵送による提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類のデータを送信すること。（送信先：log@expo2025.or.jp）

また電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10 時から 17 時 ※12 時から 13 時を除く）

⑤ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

（特に、企画提案に係る書類は、仕様書 3「企画提案書の作成について」の規定に留意して作成すること。）

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書（様式 1：原本 1 部）

イ 企画提案書等（仕様書 3：①～③の書類：原本 1 部、副本 5 部）

ウ 応募金額提案書（様式 2：原本 1 部、副本 5 部）

エ 事業実績申告書（様式 3：原本 1 部、副本 5 部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式 4：原本 1 部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 5：原本 1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 6：原本 1 部）

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）

ク ①法人登記簿謄本（1 部）

・法人の場合に提出すること。

・発行日から 3 カ月以内のもの。

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

・個人の場合に提出すること。

・発行日から 3 カ月以内のもの。

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

・個人の場合に提出すること。

・発行日から 3 カ月以内のもの。

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。

ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 使用印鑑届（様式 7：原本 1 部）

（3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

（4）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

（5）その他

ア 応募は 1 者 1 提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本 1 部を A 4 ファイルに綴って提出し、副本 5 部はファイルに綴じずに提出すること。A3 版の資料は、Z 折で A4 版とすること。応募書類は電子媒体（CD-R 等）も合わせて 1 部提出すること。

※電子媒体へデータを格納する際は、正本・副本の両方を格納すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「2025 年日本国際博覧会 物流実施計画策定調査業務」
提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない。（協会が補正等を求める場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

9. 説明会

実施しない。

10. 質問の受付

（1）受付期間

公募開始日から 2021 年 11 月 29 日（月）17 時まで

（2）提出方法

電子メール（送信先：log@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025 年日本国際博覧会 物流実施計画策定調査業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 8）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる質問は受け付けない。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10 時から 17 時 ※12 時から 13 時を除く）

イ 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

11. 審査の方法

（1）審査方法

ア 11.(2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

イ 審査は、書類審査にて行う。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
物流に関するガイドライン(案)の作成	○作成すべきガイドラインの趣旨を理解するとともに、具体的な検討方針が示されているか。	10 点
貨物量の推計見直し 及び 交通量抑制策の検討	○各種検討の与条件とするための具体的な推計方針・項目等が示されているか。	5 点
保税展示場許可申請の支援、通関等手続き等の業務内容の整理	○保税展示場許可の目的、効果及び作成すべき申請書類について具体的な検討方針が示されているか。 ○通関等手続き、保税管理業務の調査・整理項目等を想定した具体的な検討方針が示されているか。	15 点
協会倉庫の実施設計の支援、博覧会物流の業務内容の整理 及び費用の検討	○博覧会会場内に協会倉庫を設置する目的を理解し、倉庫業取得の為の具体的な提案が示されているか？ ○博覧会物流、会場内作業及び会場搬出物流の業務スキーム並びに業務内容及び体制の具体的な検討方針が示されているか。 ○博覧会に関する物流の運営管理費用の試算に向けた具体的な検討方針が示されているか。 ○持続可能性の観点からの物流の検討に向け、具体的な検討方針が示されているか。	25 点
物流に関する各種保険 及び 会場内搬入貨物のセキュリティ対策の検討	○博覧会で想定される物流におけるリスク及びそれに対応する保険及びセキュリティ対策について具体的な検討方針が示されているか。	10 点
本博覧会における物流管理システムの要件定義	○物流機能ごとに具体的な検討方針が提案されているか。 ○最新の技術動向や知見を踏まえた検討方針となっているか。	10 点
提案者実績、業務実施体制 及び 業務の理解度	○同種業務の実績、または類似業務の実績があるか ○業務推進方針（各業務に対する取り組み）は適切か ○業務内容を的確に理解しており、取組意欲はあるか	15 点
価格点	○価格点の算定式 満点（10 点）× 提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページにおいて公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案者の名称
- ③ 全提案者の評価点（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ア 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - 一 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

- 三 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 四 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

13. その他

応募提案にあたっては、公募要領、仕様書を熟読し遵守すること。